

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 渡良瀬川ダム総合管理所外消防設備点検等業務(オープンカウンタ方式)
- 2 業 務 場 所 群馬県みどり市東町座間564-6 渡良瀬川ダム総合管理所外
- 3 履 行 期 間 契約締結の翌日から 令和8年3月10日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 当機構における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品等の製造又は販売の業種区分「設備の保守・点検管理」の認定を受けており、営業品目の「冷暖房(空調)設備、衛生設備(水道設備、消防設備を含む)、冷凍機設備、給排水設備、防火排煙設備」に登録されている者であり、かつ、群馬県に本店・支店がある者。
- 3 見 積 書 等
 - 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。
 - 2)提出方法 電子メール又はFAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、電子メール又はFAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3)提出期限 **令和 7 年 8 月 26 日 12:00 まで**
 - 4)提 出 先 独立行政法人 水資源機構 草木ダム管理所
電子メール nyukei_kusaki@water.go.jp FAX番号 0277-97-3300
 - 5)担 当 者 総務課 町田
 - 6)質 問 書 令和 7 年 8 月 20 日 12:00 まで
提出期限
 - 7)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年8月27日 12:00 までとします。
 - 8)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 辞 退 仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。
- 5 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 6 そ の 他
 - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

渡良瀬川ダム総合管理所外消防設備点検等業務 仕様書

1. 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構渡良瀬川ダム総合管理所（以下、「機構」という。）が施行する渡良瀬川ダム総合管理所外消防設備点検等業務（以下、「本業務」という。）に適用する。

2. 目的

本業務は、渡良瀬川ダム総合管理所、草木ダム設備及び梨木中継所並びに桐原宿舎の消防設備について、消防法に基づく点検を行うものである。

3. 業務場所

群馬県みどり市東町座間 5 6 4 - 6 水資源機構渡良瀬川ダム総合管理所、
草木ダム設備
群馬県桐生市黒保根町宿廻地内 水資源機構梨木中継所
群馬県みどり市大間々町桐原 1 5 4 桐原宿舎

4. 契約期間 契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 1 0 日

5. 業務内容

業務場所に設置した消防用設備について、消防法及び消防法施行令並びに消防法施行規則に定める点検を行い、消防設備等点検結果報告書等を機構に提出する。

6. 点検回数

年間 2 回 （9 月：機器点検 2 月：総合点検）

7. 点検設備

（1）渡良瀬川ダム総合管理所

①構造 鉄筋コンクリート地上 4 階建て 延床面積 1097.2 m²

②消火器具

・粉末消火器	19 本
・二酸化酸素消火器	4 本

③自動火災報知設備

・受信機	1 台
[ホーチキ HAP-ABW P 型 1 級]	
・熱感知器（差動式スポット型）	13 個
・熱感知器（定温式スポット型）	25 個

・煙感知器（煙式スポット型） （光電式非蓄積）	29 個
・地区音響装置	4 個
・発信機	4 個
④誘導灯	4 灯

（２）草木ダム設備

①消火器具

・粉末消火器	18 本
・機械泡消火器	2 本

（３）梨木中継所

①消火器具

・粉末消火器	3 本
--------	-----

（４）桐原宿舎

①消火器具

・粉末消火器	7 本
--------	-----

8. 消火器交換購入

①購入	A B C 粉末蓄圧式消火器（蓄圧式）	3 k g	3 本
②処分	A B C 粉末蓄圧式消火器（加圧式）	3 k g	
	リサイクルシール	有効期限 2028 年 3 月末日	3 本
設置箇所 群馬県みどり市東町座間 5 6 4－6			
渡良瀬川ダム総合管理所 1 階 3 箇所			

9. 報告書

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（消防法別記様式第 1 号）正 1 副 2 部を作成すること。

10. 本業務の実施について

本業務を実施する際は、日程、時間について担当職員と調整し実施する。

11. その他

本仕様書に定めのない事項について、疑義等が生じた場合は、発注者受注者協議して定めるものとする。

受信盤

(参考)

No.	設置場所	型式	数量
1	渡良瀬川ダム総合管理所3階	ホーチキ HAP-ABW	1

誘導灯

No.	設置場所	型式	数量
1	渡良瀬川ダム総合管理所1階	パナソニックFA20312 B級BL形	1
2	渡良瀬川ダム総合管理所2階	パナソニックFA10312 C級	1
3	渡良瀬川ダム総合管理所3階玄関	パナソニックFA10312 C級	1
4	渡良瀬川ダム総合管理所3階	パナソニックFA10312 C級	1

感知器

No.	設置場所	型式	数量
1	渡良瀬川ダム総合管理所		67

消火器設置場所等一覧

No.	設置箇所	位置	設置場所	メーカー	種別	型式	薬剤重量	製造年度	設計標準使用 期限(年)
1	渡良瀬川ダム総合管理所	5階	屋上入口	モリタ宮田	粉末10型	26-27	3.0kg	2016	2026
2	渡良瀬川ダム総合管理所	4階	操作室入口	モリタ宮田	粉末10型	26-27	3.0kg	2016	2026
3	渡良瀬川ダム総合管理所	4階	操作室	ヤマト	二酸化炭素	23-437	4.6kg	2022	2032
4	渡良瀬川ダム総合管理所	4階	給湯室	ヤマト	粉末4型	30-5	1.2kg	2021	2031
5	渡良瀬川ダム総合管理所	3階	総務	モリタ宮田	粉末10型	29-7	3.0kg	2024	2034
6	渡良瀬川ダム総合管理所	3階	給湯室入口	モリタ宮田	粉末10型	26-27	3.0kg	2016	2026
7	渡良瀬川ダム総合管理所	3階	ダム管理所玄関	モリタ	粉末10型	29-7	3.0kg	2023	2033
8	渡良瀬川ダム総合管理所	3階	玄関前	ヤマト	粉末10型	26-4.3	3.0kg	2016	2026
9	渡良瀬川ダム総合管理所	2階	直流電源室	ヤマト	二酸化炭素	23-437	4.6kg	2022	2032
10	渡良瀬川ダム総合管理所	2階	直流電源室入口(廊下)	モリタ宮田	粉末10型	26-27	3.0kg	2016	2026
11	渡良瀬川ダム総合管理所	2階	水質分析室入口	ヤマト	二酸化炭素	23-437	4.6kg	2022	2032
12	渡良瀬川ダム総合管理所	2階	水質分析室	ヤマト	二酸化炭素	23-437	4.6kg	2022	2032
13	渡良瀬川ダム総合管理所	1階	倉庫1階	モリタ宮田	粉末10型	26-27	3.0kg	2016	2026
14	渡良瀬川ダム総合管理所	1階	変電設備室	モリタ宮田	粉末10型	26-27	3.0kg	2016	2026
15	渡良瀬川ダム総合管理所	1階	予備発電室	モリタ宮田	粉末10型	26-27	3.0kg	2016	2026
16	渡良瀬川ダム総合管理所	1階	危険物屋内タンク貯蔵庫入口(箱)	モリタ宮田	粉末50型	27-12	20.0kg	2023	2033
17	渡良瀬川ダム総合管理所	1階	予備発電室車庫側入口	モリタ宮田	粉末10型	26-27	3.0kg	2016	2026
18	渡良瀬川ダム総合管理所	1階	予備発電室車庫側入口	ミヤタ	粉末10型	23-117	3.0kg	2015	2025
19	渡良瀬川ダム総合管理所	1階	ガス室	ミヤタ	粉末10型	23-117	3.0kg	2015	2025
20	渡良瀬川ダム総合管理所	1階	ガス室	ミヤタ	粉末10型	23-117	3.0kg	2015	2025
21	渡良瀬川ダム総合管理所	1階	車庫(自火報発信機下)	モリタ宮田	粉末10型	29-7	3.0kg	2023	2033
22	管理所別棟	別	説明ホール	ヤマト	粉末10型	27-60-1	3.0kg	2021	2031
23	管理所別棟	別	運転手控室	モリタ	粉末10型	29-7	3.0kg	2023	2033

(参考)

No.	設置箇所	位置	設置場所	メーカー	種別	型式	薬剤重量	製造年度	設計標準使用 期間(年)
24	右岸インクライン	右岸	右岸インクライン	ヤマト	粉末20型	23-361-1	6.0kg	2020	2030
25	堤頂ゲート室1		クレストゲート1・2号	モリタ	粉末10型	29-12	3.0kg	2018	2028
26	堤頂ゲート室2		クレストゲート3・4号	ハツタ	粉末10型	29-1	3.0kg	2023	2033
27	堤頂副ゲート室1		副ゲート1	ハツタ	粉末10型	29-1	3.0kg	2023	2033
28	堤頂副ゲート室2		副ゲート2	ハツタ	粉末10型	29-1	3.0kg	2023	2033
29	堤頂副選択取水ゲート室		選択取水ゲート室	モリタ宮田	粉末10型	29-7	3.0kg	2024	2034
30	堤頂副選択取水ゲート室		選択取水ゲート室	ヤマト	粉末10型	27-60-1	3.0kg	2023	2033
31	ダム堤体内1	内	エレベーター前	ハツタ	粉末10型	29-1	3.0kg	2023	2033
32	ダム堤体内2	内	エレベーター前	ハツタ	粉末10型	29-1	3.0kg	2023	2033
33	ダム堤体内ゲート室1	内	1号主放水ゲート	ハツタ	粉末10型	29-1	3.0kg	2023	2033
34	ダム堤体内ゲート室2	内	2号主放水ゲート	ハツタ	粉末10型	29-1	3.0kg	2023	2033
35	ダム堤体下パルプ室	下		モリタ宮田	粉末10型	29-7	3.0kg	2020	2030
36	ダム堤体下水質分析室	下		ハツタ	粉末10型	29-1	3.0kg	2023	2033
37	噴水設備操作室	別1		ヤマト	粉末10型	27-60-1	3.0kg	2023	2033
38	散気装置棟	別2	散気管式表層循環装置棟2階変電用	モリタ宮田	粉末10型	26-27	3.0kg	2016	2026
39	散気装置棟	別2	散気管式表層循環装置棟2階変電用	モリタ宮田	粉末10型	26-27	3.0kg	2016	2026
40	散気装置棟	別2	散気管式表層循環装置室外壁(箱)	ヤマト	機械泡6型	23-262	6.0ℓ	2020	2030
41	散気装置棟	別2	散気管式表層循環装置室外壁(箱)	ヤマト	機械泡6型	23-262	6.0ℓ	2020	2030
42	防災倉庫	別3	防災用資材倉庫外壁(箱)	モリタ宮田	粉末10型	29-7	3.0kg	2023	2033
43	防災倉庫	別3	防災用資材倉庫外壁(箱)	モリタ宮田	粉末10型	29-7	3.0kg	2023	2033

No.	設置箇所		設置場所	メーカー	種別	型式	薬剤重量	製造年度	設計標準使用 期間(年)
1	梨木中継所(箱)			ヤマト	粉末4型	30-5	1.2kg	2020	2030
2	梨木中継所(箱)			ヤマト	粉末4型	30-5	1.2kg	2020	2030
3	梨木中継所(箱)			ヤマト	粉末10型	27-60-1	3.0kg	2020	2030

No.	設置箇所	位置	設置場所	メーカー	種別	型式	薬剤重量	製造年度	設計標準使用 期間(年)
1	桐原宿舎	住居	A-1	モリタ宮田	粉末10型	29-7	3.0kg	2022	2032
2	桐原宿舎	〃	A-4	モリタ宮田	粉末10型	29-7	3.0kg	2022	2032
3	桐原宿舎	〃	A-2	モリタ宮田	粉末10型	29-7	3.0kg	2022	2032
4	桐原宿舎	〃	A-3	モリタ宮田	粉末10型	29-7	3.0kg	2022	2032
5	桐原宿舎	別棟	B-3 室内	モリタ宮田	粉末10型	29-7	3.0kg	2022	2032
6	桐原宿舎	〃	B-3 室内	モリタ宮田	粉末10型	29-7	3.0kg	2022	2032
7	桐原宿舎	屋外	屋外格納箱	モリタ宮田	粉末10型	29-7	3.0kg	2022	2032

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年8月8日に交付された「渡良瀬川ダム総合管理所外消防設備点検等業務」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123 + 4 = 127$
 $127 \div 2 = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123 + 4 + 1 = 128$
 $128 \div 3 = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。